

四月期昇給中央交渉大筋妥結！

日刊 勤労千葉

80.4.30
NO. 415

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）三五八〇九・（公衆電話）七二〇七

不均衡是正・欠格条項を含め 組合要求の前進を確認！

交渉速報

 勤労千葉は、申第5号（一九八〇・三・一三）をもって「一九八〇年四月期昇給についての申入れ」を行い、国鉄当局との団体交渉を鋭意積み重ねてきた。交渉は、申第5号に基づき、昇給実施に際しては、差別条項を撤廃し、過去の労働処分、および欠格条項該当者の回復措置を講ずることなどを中心に、国鉄当局を迫込み、最終的に、四月二十八日、組合要求の前進を確認し、集約をはかった。中央協定は、別記のとおりであるが、①協定の長期化（五十八年三月三十一日まで）②不均衡是正の取扱い、③欠格条項のうち、私傷病欠勤者に対する特例が条件付とはいえ、三十日以上が四十六日以上となったことなどが、従来の協定と異なるところである。

協定締結の概要

昇給の実施について、次のとおり協定する。ただし、地方対応機関とこの協定に基づき、さらに協定することができる。

昇給の実施に関する協定

1. 昇給の調査期間は、前年四月一日から当年三月三十一日までとする。
2. 昇給期において現に停職中の者は昇給できない。ただし、昇給所要期間の経過のある者については、停職期間満了日の翌月一日に繰り延べて昇給させる。
3. 昇給所要期間内において、別紙の昇給欠格条項に該当する場合は、その者の昇給から減ずる。
4. 勤務成績が特に優秀な者及び他との均衡上特に考慮すべき者については、4号俸以内を増加することができる。

議事録確認

1. 昇給の実施に関し、次のように確認した。
昇給期日をまたがる引き続いた欠勤日数は通算して検討し、均衡を失しないようにする。
2. 欠格条項による号俸減が昇給号俸をこえる場合は、1号俸につき三箇月の割合で昇給起算日を繰り下げる。
なお、昇給起算日の繰り下げ期間中における欠格条項については、次期昇給の際考慮する。
3. 「不均衡是正」における回復の取扱いは、次のとおりとする。
(1) 不均衡是正における回復については、従前の例により取扱う。
(2) 各年四月一日現在年齢四十歳及び四十五

私傷病欠勤の特例

調査期間内における欠勤回数が二回以下の場合には、平素の勤務状況を勘案のうえ「三十日以上」「四十六日以上」と読み替えて適用することができるものとする。

この場合、事故欠勤又は、不参欠勤の回数（事

5. 退職年齢引き上げに伴う取扱いは次にによる。
(1) 前年度末日において年齢五十八歳以上の者は昇給できない。ただし、「退職年齢の引上げ等に関するあっせん案受諾に伴う協定（昭和四十九年十一月二十八日協定）」第4項に該当する者については次号の適用する。
(2) 今年度末日までに五十六歳、五十七歳及び五十八歳になる者の昇給号俸は原則として2号俸とし、その他の取扱いは一般の例による。
(3) 「年度末における退職者の取扱いに関する協定（昭和五十二年十二月二十二日協定）」第2項ただし書後段により退職の発令日を延期された者の昇給は一般の例による。
(4) この協定の有効期間は昭和五十八年三月三十一日までとする。
昭和五十五年四月一日

4. 五十五年度以降の回復問題については、これまでの交渉経緯をふまえ、引続き協議する。
昭和五十五年四月一日

故欠、不参のみで欠格条項に該当する場合を除く）についても合算して取扱うものとする。

以上が、昇給実施に関する協定、議事録確認事項であるが、四月期昇給に関する、実施箇所、昇給有資格者及び所要額、資金運用、事務手続き等の具体的交渉については、千葉局提案に基づき対処する予定である。